

亀山市告示第165号

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年亀山市告示第142号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（自立支援金の申請）</p> <p>第2条 申請者は、<u>令和3年11月30日</u>までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>（自立支援金の申請）</p> <p>第2条 申請者は、<u>令和3年8月31日</u>までに、亀山市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（8）（略）</p> <p>2及び3（略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。